

事業主の皆さまへ

雇用を増やした企業に対する税制優遇制度が変わります！

（雇用促進税制拡充のお知らせ）

雇用促進税制拡充の概要

- ① 税額控除額が雇用増加数 1 人あたり、
20 万円（現行） → **40 万円**
に引き上げられます。

○ 当期の法人税額の 10%（中小企業は 20%）が限度になります。

- ② 雇用増加数を算定する際、適用年度途中に高年
齢継続被保険者（65 歳以上）になった方も雇用者
として扱います。

- 高年齢継続被保険者とは、被保険者のうち65歳に達する日以前に雇用されていた 事業主に 65歳に達した日以降の日においても引き続いて雇用されている人で、短期雇用特例被保険者や 日雇労働被保険者ではない人のことです。
- この措置は、適用年度以前から雇用していた人を、適用年度途中に高年齢継続被保険者として引き続き雇用し、適用年度末まで雇用していた場合に適用になります。
- この措置により、事業主都合による離職者の対象が、雇用保険一般被保険者の他に高年齢継続被保険者も加わります。

※ この拡充が適用されるのは、

平成 25 年 4 月 1 日以降に適用年度が開始される雇用促進
計画分からとなりますので注意してください。